

知って
安心!

わかって
納得!

せい ねん こう けん せい ど
成年後見制度
をご存じですか

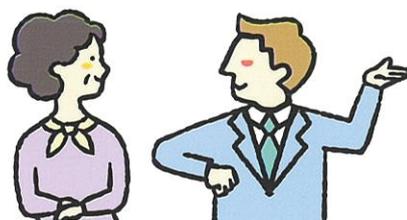
成年後見制度は
あなたの「あんしん」を支えるしくみです

**親と離れて
暮らしています**



離れて暮らす親が、最近になって家の中で財布や鍵をよく無くすようになったみたいで心配です。

**近所に
一人暮らし高齢者がいます**



最近、認知症のある一人暮らし高齢者のお宅に見知らぬ人が出入りしている様子なので心配です。

**障がい児(者)と
暮らしています**



障がいのある子どもと暮らしています。将来、子どもの世話ができなくなった時のことが心配です。

福祉サービスを利用したいのですが…

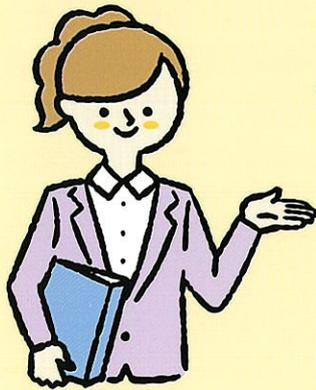
介護保険などの福祉サービスを利用したいけど、判断能力が衰えて契約が結べません。



大分市成年後見センター
由布市社会福祉協議会

☎097-547-7774
☎097-582-2756

制度編



成年後見制度とは？

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でない人(以下、「ご本人」と言う。)の権利を保護するために援助者(成年後見人等)を選び、支援するための制度です。

ご本人にとって不利益となる契約であってもよく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれがあります。そこで、成年後見人等は、ご本人が安心・安全に暮らせるように法的権限(代理権や同意権・取消権)に基づき擁護します。

成年後見制度の種類

	類型 (援助者)	ご本人の判断能力	ご本人の状態
法定後見制度	後見 (後見人)	判断能力がほとんどない方	日常的に必要な買い物もできず、代わりの人に行ってもらった必要がある
	保佐 (保佐人)	判断能力が著しく不十分な方	必要な買い物はある程度できるが、不動産・自動車の売買など重要な財産行為が自分ではできない
	補助 (補助人)	判断能力が不十分な方	重要な財産行為が自分でできるかもしれないが、ご本人の利益のために代わりの人が行った方がよい

任意後見制度

(任意後見人)

ご本人に十分な判断能力があるうちに、判断能力が不十分になった場合に備えて、予め自らが選んだ援助者(任意後見受任者)に「どのような支援をしてもらうか」を公正証書^{※1}で決めておく制度です。

判断能力が低下した場合、任意後見契約の内容に基づき、任意後見人は、ご本人を支援します。(ただし、家庭裁判所で任意後見監督人が選任される必要があります。)

◎援助者は、日常生活に関する行為を除く法律行為(財産管理^{※2}や身上保護^{※3})をご本人の状態に応じて代わって行ったり、取り消したりします。

※1 公正証書に関しては、大分公証人合同役場にご相談ください。(電話:097-535-0888)

※2 財産管理とは ●金融機関との取引に関すること ●年金の受領や税金の支払い
●生活に必要な支払手続き など

※3 身上保護とは ●福祉サービス、生活維持関連サービスに関する契約 ●福祉施設などの入退所に関する契約
●介護サービスなどのモニタリングや見守り など



どんな人が使える制度なの？

物事を判断する能力が十分でない人が使える制度です。下の表で1つでも□にチェックが入る方は、制度の利用を検討する事が必要かもしれません。
 なお、判断能力については、お医者さんが判断しますのでかかりつけ医や精神科のお医者さんに判断してもらいましょう。

<input type="checkbox"/>	① 不動産処分や定期預金の解約手続きなどに支援が必要。
<input type="checkbox"/>	② 遺産相続の手続きに支援が必要。
<input type="checkbox"/>	③ 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要。
<input type="checkbox"/>	④ 高額な買い物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。
<input type="checkbox"/>	⑤ 賃貸借契約の手続きに支援が必要。
<input type="checkbox"/>	⑥ 税金の支払い手続きに支援が必要。
<input type="checkbox"/>	⑦ 借金をしたり、他人の保証人になってしまう。
<input type="checkbox"/>	⑧ 借金の整理、ローンの返済に直接的な支援が必要。
<input type="checkbox"/>	⑨ 生命保険などの請求の手続きに支援が必要。

文字を書くことができないので利用できますか？

成年後見制度は、物事を判断する能力が十分でない人が使える制度なので、判断能力はしっかりしているか、文字を書くことができない等といった身体的な困りごとだけでは使うことができません。



自宅で相談できますか？

来所が困難な方については、大分市成年後見センター・由布市社会福祉協議会の職員が自宅や施設まで出向いて相談に対応いたします。また、ホルトホール大分内の事務所でも相談できます。その際は、事前にご来所のご連絡をよろしくお願いいたします。

裁判所に申立書類を提出した後に申立を取り下げることはできますか？

裁判所に申立をすると、裁判所の許可が無いと申立を取り下げることはできません。例えば、申立人の推薦する人が成年後見人等選ばれそうにないという理由では、原則として申立の取下げは認められませんのでご注意ください。



成年後見制度の利用を途中で辞めることはできますか？

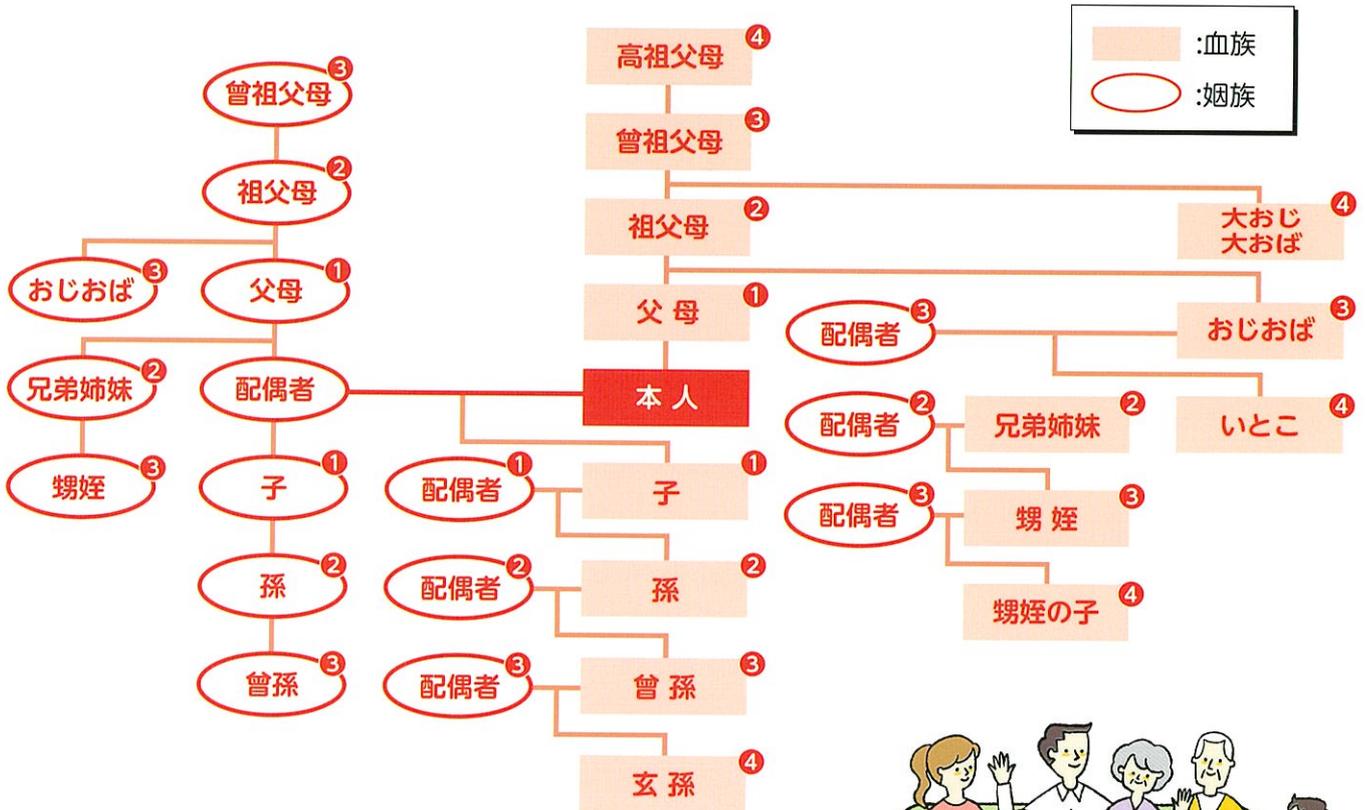
成年後見人等の仕事は、ご本人が病気などから回復し判断能力を取り戻すか、ご本人が亡くなるまで続きます。申立のきっかけになった当初の目的(例えば、定期預金の解約や遺産相続など)を果たしたから終わりではありません。





申立は誰でもできるの？

申立ができるのは、本人、配偶者、4親等以内の親族です。また、申立をする人がいないなどの法律上の一定の条件を満たした場合には、市町村長に申立権が与えられています。4親等以内の親族については、下の表を参考にしてください。ただし、姻族(配偶者側の親族)の場合は3親等までとなるので注意が必要です。



申立にどのぐらいの費用がかかるの？

申立をする類型や代理権、同意権の付与の状況によって金額が変わります。切手の金額も複数の種類が必要になりますので、申立する家庭裁判所に確認しましょう。

項目	費用
申立手数料 (収入印紙で納付)	後見開始申立 800円 保佐開始・代理権付与申立 1,600円 補助開始・代理権付与申立 1,600円 補助開始・代理権、同意権付与申立 2,400円
郵便切手	後見類型 3,270円 保佐・補助類型 4,210円 <small>注) 目安ですので事前に家庭裁判所に確認</small>
登記手数料	2,600円

手続き編

法定後見制度

① 申立準備

- ・申立人や成年後見人等候補者を検討
- ・本人の判断能力や日常生活、経済状態を把握
- ・申立をして解決したい課題を整理
- ・必要な書類を揃える

② 申立て

- ・申立人が、**本人の住所地**の家庭裁判所に申立
- ・申立時に費用を収めます



申立にはどんな書類が必要なの？ どこで取れるの？

一般的には、下記表にまとめた書類が必要になります。その他に、家庭裁判所から提出を求められる書類もあります。



必要書類名	取得先等
申立書一式	<ul style="list-style-type: none"> ・大分家庭裁判所 ・後見ポータルサイトの手続き案内及び各種書式から取得可能 https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/index.html
本人の戸籍謄本(全部事項証明書)	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市役所市民課、由布市役所市民課(各支所でも取得可能) ・発効後3か月以内 ・成年後見人等候補者が不在の場合は、成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票は不必要
本人の住民票又は戸籍附票	
成年後見人等候補者の住民票又は戸籍附票	
本人の診断書	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医若しくは精神科医に「本人情報シート」と共に所定の様式で依頼 ・発行後3か月以内
本人情報シート(写)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネージャー等の福祉関係者所定の様式で依頼
本人の健康状態に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険被保険者証、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの写し
本人の成年後見人等の登記がされていないことの証明	<ul style="list-style-type: none"> ・大分地方法務局 ・4親等以内の親族が取得する場合は、①窓口に行く方の本人確認書類、②4親等以内の親族であることの証明書類(戸籍謄本等、発行後3か月以内) ・4親等以内の親族からの依頼で第三者が取得する場合は、①窓口に行く方の本人確認書類、②依頼人が4親等以内の親族であることの証明書類(戸籍謄本等、発行後3か月以内)、③委任状
本人の財産に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳のコピー、不動産登記事項証明書、ローン契約書など
本人の収支に関する資料	<ul style="list-style-type: none"> ・年金額決定通知書、確定申告書、施設利用料など



③ 審 理

- ・家庭裁判所による調査
- ・家事裁判官による審問
- ・申立の内容によっては医師の鑑定

④ 審 判

- ・成年後見人等の選任と後見内容の決定
- ・場合によっては、
成年後見監督人が選任されます。
- ・本人、成年後見人への告知



医師の鑑定って何？

鑑定は、家庭裁判所が必要と認めたときに医師が本人の判断能力について鑑定することをいいます。

これによって、後見、保佐、補助のどれに当てはまるのかを判断するものです。

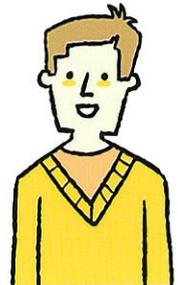
なお、鑑定には別途費用が必要となり、概ね5～10万円程度かかるようです。



どんな人が成年後見人等に選ばれるの？

成年後見人等の選任に当たっては、家庭裁判所が、ご本人にとって最も適任だと思われる方を選任します。

ご本人に法律上又は生活面での課題がある、管理する財産が複雑で困難などの事情がある場合には、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門的な知識を持っている専門職を成年後見人等に選任することがあります。



抗告って？



家庭裁判所が行った審判に対して、不服がある申立人や利害関係者が、審判書を受け取って2週間以内に家庭裁判所に不服申立ができることをいいます。

ただし、誰を成年後見人に選任するかという点については、不服申立をすることができませんのでご注意ください。



⑤ 審判確定

- ・審判から2週間の抗告期間をすぎた段階で審判確定
- ・東京法務局への後見登記
- ・申立から概ね1～2か月かかります。

⑥ 後見活動開始

- ・財産管理、身上保護の活動を行う
- ・活動内容を定期的に家庭裁判所へ報告
- ・成年後見人等の報酬の決定

財産管理と身上保護って何をしてくれるの？

成年後見人等の業務は、主に財産管理と身上保護に分けられます。

財産管理

本人の資産や負債、収支の内容を把握し本人のために必要な支出を計画的に行います。

身上保護

介護契約や施設入所契約など本人の身の回りの世話や療養看護に関することを行います。

色々なことをやってもらうとなると報酬も高いんですよね？

成年後見人等の報酬は、成年後見人等が家庭裁判所に後見報酬付与の申立を行い、家庭裁判所が決定します。

報酬額は、人によって異なりますが本人の生活を脅かすことが無いように決められます。

また、家族や親族の財産から報酬の支払い義務が発生することはありません。

何でもできるように見えますが、 成年後見人等にもできないことがあります。以下のことは、 成年後見人等が行えない業務です。

- ① **事実行為** 食事や排せつなどの介助や清掃、送迎などの行為はできません。
- ② **身元保証人・身元引受人・入院保証人になること**
財産管理の範囲内で入院などの費用の支払いをします。保証人にはなれません。
- ③ **医療行為への同意**
手術などの医療行為に対しての同意や受診をさせる権限はありません。
- ④ **身分行為**
結婚や離婚、養子縁組などの本人の身分に変動をもたらす法律行為はできません。

大分市成年後見センターが行う業務内容

大分市成年後見センターは、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、自身の権利や財産を守り、自分らしく安心して暮らせる地域づくりを行い、成年後見制度の利用促進を図ることを目的とし、次のような業務に取り組んでいます。

成年後見制度に関する 相談及び利用支援

- 電話や来所による相談等に職員がお応えします。
- 法律などの専門知識が必要な相談は関係機関におつなぎします。

成年後見制度の 普及、啓発

- 講演会を開催したり、依頼に応じて職員の派遣を行います。

市民後見人の育成

- 市民後見人養成講座を行っていきます。
- 養成講座受講生の更なるステップアップの機会を設けます。

法人後見等の受任

- 家庭裁判所の審判に基づき、大分市社会福祉協議会が法人として後見等の業務を行います。

ご相談・お問合せ先

大分市成年後見センター

大分市金池南1丁目5番1号

J:COMホルトホール大分3階

TEL:097-547-7774

FAX:097-547-7773

相談
受付

月曜日から土曜日 9:00~18:00まで
(日祭日・年末年始・第2・4月曜日は除く)



由布市社会福祉協議会(本所)

〒879-5434

由布市庄内町庄内原365番地1

TEL:097-582-2756

FAX:097-582-2878

受付

平日 8:30~17:00まで
(土・日曜・祝日・年末年始を除く)



まずは、お電話だけでもお気軽にご相談ください。